1 枚方市社会福祉審議会条例

平成 25 年 12 月 9 日 条例第 41 号 改正 平成 27 年3月 9 日条例第 13 号 平成 27 年6月 16 日条例第 24 号 平成 29 年9月 13 日条例第 40 号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、市 長の附属機関として、枚方市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(調査審議事項の特例)

第3条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項を調査審議するほか、法第 12 条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員 19 人以内で組織する。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は、3年(委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、3年以内)とする。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員の任期)

第6条 臨時委員の任期は、専門分科会において調査審議する事項を担任する臨時委員にあっては 3年(臨時委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、3年以内)とし、当該事 項のうち特定の事項を担任する臨時委員にあっては当該特定の事項の調査審議が終了するまで とする。

(会議)

- 第7条 審議会の会議は、委員長(委員長が定められていない場合にあっては、市長)が招集し、委員 長がその議長となる。
- 2 委員長は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。)の4分の I 以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開等)

- 第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。
- (I) 枚方市情報公開条例(平成9年枚方市条例第23号)第6条に規定する情報(平成29年枚方 市条例第40号)第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する調査審議を行う会議
- (2) 公開することにより、公正かつ円滑な調査審議が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議
- 2 審議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(専門分科会)

第9条 審議会は、次の各号に掲げる合議制の機関が処理すべき事項を担任するものとし、審議会に、 当該各号に掲げる合議制の機関として、それぞれ専門分科会を置く。

- (1) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第4項に規定する合議制の機関
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律 第77号)第25条に規定する合議制の機関
- (3) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 I 項に規定する合議制の機関 (専門分科会の組織及び運営)
- 第 10 条 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 2 専門分科会に専門分科会長を置き、それぞれの専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)の互選によってこれを定める。
- 3 専門分科会長は、専門分科会の会務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が 指名する委員又は臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)がその職務を代理す る。
- 5 第7条及び第8条の規定は、専門分科会の会議について準用する。
- 6 審議会は、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。)において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

- 第 | 1 条 社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 | 85 号)第3条第 | 項に定めるもののほか、必要に 応じ、専門分科会に審査部会を置くことができる。
- 2 審議会は、審査部会(社会福祉法施行令第3条第1項に規定する審査部会を除く。以下この条において同じ。)において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(委員の守秘義務)

第 12 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附 則

(施行期日)

| この条例は、平成26年4月|日から施行する。

(枚方市障害者施策推進審議会条例の廃止)

- 2 枚方市障害者施策推進審議会条例(平成 24 年枚方市条例第 36 号)は、廃止する。 (枚方市附属機関条例の一部改正)
- 3 枚方市附属機関条例(平成 24 年枚方市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]

附 則[平成 27 年3月9日条例第 13 号]

(施行期日)

| この条例は、平成27年4月|日から施行する。

(枚方市子ども・子育て審議会条例の廃止)

2 枚方市子ども・子育て審議会条例(平成25年枚方市条例第10号)は、廃止する。

附 則[平成 27 年6月 16 日条例第 24 号]

この条例は、公布の日から施行する。

附 則[平成 29 年9月 13 日条例第 40 号抄]

(施行期日)

I この条例は、公布の日から施行する。

2 枚方市社会福祉審議会規則

平成 26 年3月 31 日 規則第 26 号 改正 平成 26 年9月 30 日規則第 106 号 平成 27 年3月 31 日規則第 29 号 平成 30 年3月 30 日規則第 20 号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)、社会福祉法施行令 (昭和 33 年政令第 185 号。以下「政令」という。)及び枚方市社会福祉審議会条例(平成 25 年 枚方市条例第 41 号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、枚方市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

- 第2条 審議会は、法第 I I 条第2項の規定に基づき、高齢者福祉専門分科会、地域福祉専門分科会 及び社会福祉法人設立認可等専門分科会を置くことができる。
- 2 専門分科会が調査審議する事項は、それぞれ次のとおりとする。
- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議
- (2) 障害福祉専門分科会 次に掲げる事務
 - イ 身体障害者の福祉に関する事項の調査審議その他障害者の福祉に関する事項の調査審議
 - 口 障害者基本法(昭和 45 年法律第84号)第36条第4項各号に掲げる事務
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第88条第10項に規定する事務
- (3) 児童福祉専門分科会 次に掲げる事務
 - イ 児童の福祉に関する事項の調査審議
 - ロ 母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号) 第7条第2号の規定により社会 福祉審議会の権限に属せられた事務
 - ハ 母子保健法 (昭和 40 年法律第 141号) 第7条の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事務
- (4) 子ども・子育て専門分科会 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第1項 各号に掲げる事務
- (5) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項の調査審議
- (6) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項の調査審議
- (7) 社会福祉法人設立認可等専門分科会 次に掲げる事務
 - イ 社会福祉法人の設立認可に関する審査並びに業務の停止命令、役員の解職勧告及び解散命 令に関する調査審議
 - ロ 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止命令及び設置の認可の取消しに関する事項の調査審議

(審査部会)

- 第3条 審議会は、政令第3条第1項及び条例第 11 条第1項の規定に基づき、障害福祉専門分科会に第一審査部会及び第二審査部会を、児童福祉専門分科会に母子・父子福祉審査部会及び児童福祉施設認可審査部会を置くことができる。
- 2 審査部会が審査する事項は、それぞれ次のとおりとする。
- (1) 第一審査部会 政令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議 並びに身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第2項に規定する医師の指定 及び身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)第3条第3項に規定する医師の指定 の取消しに関する事項の審査
- (2) 第二審査部会 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取 消しに関する事項の審査

- (3) 母子·父子福祉審査部会 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 | 3 条に規定する母子福祉資金、 同法第 3 | 条の6に規定する父子福祉資金及び同法第 32 条に規定する寡婦福祉資金の貸付 けに関する事項の審査
- (4) 児童福祉施設認可審査部会 次に掲げる事務
 - イ 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 34 条の 15 第4項及び第 35 条第6項に規定する認可に関する事項の審査
 - 口 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律 第77号)第17条第3項に規定する認可、同法第21条第2項に規定する命令及び同法第22条第2項に規定する認可の取消しに関する事項の審査
- 3 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 4 審査部会に審査部会長を置き、それぞれの審査部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 5 審査部会長は、審査部会の会務を掌理する。
- 6 審査部会長に事故があるとき又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長が指名する 委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則[平成 26 年9月 30 日規則第 106 号抄]

(施行期日)

□ この規則は、平成 26 年 10 月 1日から施行する。

附 則[平成 27 年3月 31 日規則第 29 号]

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則[平成 30 年3月 30 日規則第 20 号]

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

3 枚方市社会福祉審議会からの答申

令和2年1月31日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市社会福祉審議会 委員長 上野谷 加代子 子ども・子育て専門分科会 会 長 安藤 和彦

「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」について(答申)

平成30年11月30日付、子青第124号で諮問のありました「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」の策定について、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」や、市民からの意見聴取などのご意見を踏まえながら審議した結果、別添「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画(案)」のとおり答申します。

なお、子ども・子育て専門分科会においては、答申をまとめる過程でさまざまな意 見交換がなされましたが、市においては、審議過程における各委員からの意見に十分 留意し、計画の基本理念である「子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方」の実 現に向け、家庭、地域、学校園、事業者などと連携・協力しながら、効果的な施策の 展開にあたられるよう要望します。

4 枚方市社会福祉審議会(本審)及び子ども・子育で専門分科会委員名簿

〈任期:平成29年4月1日~令和2年3月31日〉

(50 音順、敬称略)

氏 名	所属等	本 審 (注1)	分科会 (注2)	備考
明石 隆行	種智院大学 教授	委員		
麻生 恭子	枚方市立小学校長会		委員	
安藤和彦	ユマニテク短期大学 教授	委員	会長	
石田 慎二	帝塚山大学 教授	委員	副会長	
板床 美榮	枚方市民生委員児童委員協議会 会計		委員	R1.11.30 まで
岩田 公子	枚方市私立保育園連盟 副会長		委員	
上野谷 加代子	同志社大学 教授	委員長		
大西 雅裕	神戸女子大学 教授	委員		
岡﨑 成子	枚方市福祉団体連絡会 会長	委員		
北山 展弘	枚方市私立幼稚園園長会		委員	
河野 和永	枚方市障害福祉サービス事業者連絡会 幹事	委員		
菅 玲子	大阪府中央子ども家庭センター 総務企画課 課長補佐		委員	R1.6.10 から
高田 研一	北大阪商工会議所総務部総務課 課長		委員	
武 正行	枚方市社会福祉協議会 会長	委員		
多田 正知	枚方市医師会 理事	委員		
田中強	連合大阪河北地区協議会 議長		委員	
田邊 快應	枚方市 PTA 協議会 会長		委員	R1.6.10 から
田邉 卓也	枚方市医師会 理事		委員	
谷口 律子	枚方市介護支援専門員連絡協議会 会員	委員		

氏 名	所属等	本 審 (注1)	分科会 (注2)	備考
為金 信江	枚方・交野地区更生保護女性会 書記		委員	
所 めぐみ	関西大学 教授	委員		
富岡 量秀	大谷大学 教授	委員	委員	
長尾 祥司	枚方市自立支援協議会幹事会 幹事長	委員		
長岡 千代	大阪府助産師会 前理事		委員	
橋本 有理子	関西福祉科学大学 教授	委員		
畑中 光昭	枚方地区人権擁護委員会 委員	委員		
林めぐみ	大阪府中央子ども家庭センター 総務企画課 課長補佐		委員	H31.4.15 まで
原啓一郎	弁護士	委員		
肥田 時子	枚方市民生委員児童委員協議会 会長	委員		
福間 眞智子	枚方市民生委員児童委員協議会 副会長		委員	R2.1.17 から
藤村 久美子	市民公募委員		委員	
前田 仁	枚方市 PTA 協議会 会長		委員	H31.4.19 まで
三田優子	大阪府立大学 准教授	委員		
三戸 隆	枚方市医師会 理事	委員		
山本 晶子	市民公募委員		委員	

(注1)令和2年3月31日時点

(注2) 平成 30 年 11 月 30 日~令和2年1月 31 日 (第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画策定の諮問期間)

5 第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画策定の経過

開催日	審議会名	案件			
	「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」の策定について諮問				
平成 30 年 11 月 30 日	平成 30 年度 第 2 回 子ども・子育て専門分科会	(1)「枚方市子ども・子育て支援事業計画」(現計画) の進捗状況等について (2)「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」の 策定に係るニーズ調査について			
平成 31 年 1月9日 ~ 1月31日	各 3,000 件	るアンケート調査」を実施 意) の保護者及び小学生(1年生~6年生)の保護者 歳~5歳)の保護者 2,017件			
平成 31 年 3月 26 日	平成 30 年度 第 3 回 子ども・子育て専門分科会	(1)枚方市子ども・子育て支援事業計画(現計画)の 目標事業量の変更について (2)第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画のニー ズ調査の集計報告について (3)第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画の基本 的な考え方について			
令和元年 5月10日	令和元年度 第1回 枚方市社会福祉審議会	各福祉計画の策定について(報告) (1)略 (2)枚方市子ども・子育て支援事業計画(第2期)			
令和元年 6月10日	令和元年度 第1回 子ども・子育て専門分科会	(1)第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画の施策 の推進方向(骨子)について (2)第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画に係る 目標事業量の考え方について			
令和元年 8月20日	令和元年度 第2回 子ども・子育て専門分科会	●第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画の素案 について			
令和元年 11月1日	令和元年度 第3回 子ども・子育て専門分科会	(1)第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画の素案 について (2)第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画の目標 事業量について			
令和元年 11月 25日	第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画(素案)について(中間とりまとめ)				
令和元年 11月30日 ~ 12月19日		支援事業計画(素案)に係る市民意見聴取の実施 月7日・12 月8日・12 月 10 日に 意見聴取会を実施)			
令和 2 年 1 月 17 日	令和元年度 第4回 子ども・子育て専門分科会	●第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画(案) について			
令和2年 1月31日	「第2期枚方市子ども・子育	て支援事業計画」について(答申)			
令和 2 年 2 月 28 日	令和元年度 第2回 枚方市社会福祉審議会	●第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画(案) について(報告)			

第2期 枚方市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 枚方市子ども青少年部子ども青少年政策課

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

TEL: 072-841-1375 (代表)

FAX: 072-843-2244

E-mail: kodosei@city.hirakata.osaka.jp

イラスト たけうち ちひろ



第2期

枚方市子ども・子育て支援事業計画